

ご芳志

ありがとうございました

宜野湾市への寄附者

寄附

■横浜DeNAベイスターズ選手会 様
横浜市在 50万円

市社会福祉協議会への寄附者

寄附

■匿名
普天間在 1万円

沖銀スマートアプリ募金

■ぎのわんにじいろ募金
10,812円

■輝け子ども夢希望募金
10,300円

■困窮世帯を応援しよう募金
36,500円

中国廈門理工学院留学生派遣事業 中国派遣中止のお知らせ

令和4年度の中国廈門理工学院留学生派遣事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中国への留学生派遣を残念ながら中止とさせていただきます。今後の動向につきましては、決まり次第、市ホームページ等でお知らせしていく予定です。引き続き、本事業をよろしく願います。

☎ 市民協働課 内線2211

市民図書館ガイド(5月)
☎897-4646

定例おはなし会	
2階 カルチャーホール	
7(土)15:30~	としよんののにおいさん おねえさん
11(水)11:00~	読み聞かせボランティア
14(土)14:00~	おはなしの木の家
18(水)15:30~	よみきかせサークル[ムク]
28(土)15:00~	読み聞かせボランティア

市税等は、納期限内に納めましょう!!
令和4(2022)年度 市税等納期カレンダー 宜野湾市

	固定資産税	市県民税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	納期限・ 口座振替日
4月	1期						5月2日(月)
5月			全期				5月31日(火)
6月		1期					6月30日(木)
7月	2期			1期	1期	1期	8月1日(月)
8月		2期		2期	2期	2期	8月31日(水)
9月				3期	3期	3期	9月30日(金)
10月		3期		4期	4期	4期	10月31日(月)
11月				5期	5期	5期	11月30日(水)
12月	3期 26日(月)			6期 27日(火)	6期 27日(火)	6期 27日(火)	※納期限:左図参照 口座振替:12月26日(月)
1月		4期		7期	7期	7期	1月31日(火)
2月	4期			8期	8期	8期	2月28日(火)
3月					9期		3月31日(金)

※令和4年12月の納期は、固定資産税が26日(月)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、介護保険料が27日(火)です。また、口座振替日は全税・料とも26日(月)になります。

※この納期カレンダーは、市ホームページでもご覧いただけます。

☎ 固定資産税・市県民税・軽自動車税(種別割) 納税課 内線1942~1946
国民健康保険税 国民健康保険課 内線4246~4256
後期高齢者医療保険料 国民健康保険課 内線4271
介護保険料 介護長寿課 内線4122~4123

デジタル活用支援講習会参加無料(総務省の補助事業です)
~スマホの活用方法が学べる講習会 開催中~

スマホの基本的な使い方から、様々な行政手続き方法まで、デジタル初心者でも安心してスマホの活用方法を学べる講習会です。専門の研修を受けた「デジタル活用支援員」が丁寧に説明します。

- ・講座内容によっては、持参していただくものがあります。
- ・ご契約中の携帯電話会社を問わずご参加いただけます。
- ※講習会では、商品やサービスを販売することはありません。

☎ 問 デジタル活用支援センター ☎03-5974-0129



会場検索はコチラ▲

水道の使用開始・中止がインターネットでお申し込みが可能になりました(令和4年3月より開始)

水道使用の開始や中止のお申し込みがインターネット(ぴったりサービス)を利用して24時間お申し込み可能となりました。

※ご契約者以外の方がお申し込みされる場合は、必ずご契約者の同意を得た上でお申し込みください。

インターネットお申し込み可能な日程等について

- ・お申し込みは、使用開始・中止を希望する日の3営業日前まで行ってください。
- ・土日祝日・年末年始にお申し込みの内容は、翌営業日に受理します。
- ・共同住宅のお客さまは、管理会社等が上下水道料金を一括管理している場合がありますので、管理会社等へご確認ください。



☎ 上下水道局お客様センター ☎892-3352

詳しくはホームページをご確認ください▲

第7回 議会報告及び市民との意見交換会について

市議会では、市民の皆さまへ議会の活動状況を報告するとともに、市民の皆さまの声を市政に反映させることなどを目的に、「議会報告及び市民との意見交換会」を開催しております。令和4年度は、昨年同様新型コロナウイルス感染防止対策のため、ホームページやSNS等を通して「議会報告」を公開しご意見を頂くことといたしました。どうぞご参照いただき、ご意見をお寄せください。

公開及び意見締切

4/11(月)~4/30(土)



詳しくはコチラ▶

☎ 議会事務局 内線5621・5622

消防署我如古出張所新庁舎の竣工について

令和4年2月に、地域防災体制の拠点となる消防署我如古出張所の新庁舎が竣工しました。

当庁舎は防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用して全面改築し、消防職員が災害現場で円滑に活動するための訓練施設や、市消防庁舎では初の女性専用施設等を備えた建物となっています。

これからも、地域の安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。



☎ 消防本部総務課 ☎892-2299

令和4年度高校育英貸与奨学生および高等学校貸与奨学生の募集について

(公財)沖縄県国際交流人材育成財団では、高等学校、または専修学校高等課程に在学している生徒を対象とする奨学生を募集しています。

応募資格

- ①沖縄県内に住所を有する者の子弟
- ②高等学校、または専修学校高等課程に在学している生徒
- ※①および②の条件を満たす者

申込方法

出願書類を学校から受け取り、学校が定める提出期日(概ね4月中旬~下旬)までに学校へ提出

☎ 在学している学校の奨学金担当者

年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が、一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金を受給するには請求書の提出が必要となりますので、支給要件をご確認の上、お早めにご相談ください。現在、年金生活者支援給付金を受給中の方で、引き続き支給要件を満たしている方は、請求書を提出する必要はありません。

また、支給要件を満たさずに不該当になった方でも、所得更正や世帯構成の変更等により受給できる場合があります。

「老齢年金生活者支援給付金」の支給要件

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること。
- ②令和2年中の公的年金等の収入額と、その他の所得(給与所得や不動産所得など)の合計額が、881,200円以下であること。(扶養人数に応じて基準となる所得額が異なります。)
- ③同一世帯全員の市民税・県民税が非課税であること。

「障害年金生活者支援給付金」および「遺族年金生活者支援給付金」の支給要件

①障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること。

②令和2年中の所得が、4,721,000円以下であること。

(扶養人数に応じて基準となる所得額が異なります。)



厚生労働省ホームページ▶

☎ 市民課 内線2763・2764
給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

国民年金を受給するためには、保険料の納付あるいは事前のお手続きが必要です

国民年金って何?

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気やケガで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、社会全体で支え合うという目的で作られた制度です。老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のままに放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合があるので注意しましょう。

※日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。

- 第1号被保険者 → 自営業・学生・無職等
- 第2号被保険者 → 会社員・公務員等(厚生年金加入者)
- 第3号被保険者 → 第2号被保険者に扶養されている配偶者

加入の手続きは?

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)に加入したことをお知らせします。また、第2号被保険者および第3号被保険者については勤務先でのお手続きが必要です。

保険料はいくら?

第1号被保険者が納めるべき保険料は、月額16,590円(令和4年度の額)です。

保険料を納めることが困難な場合は?

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって保険料が免除される次の制度があります。免除が認められるには、前年度所得額が一定額以下等の要件があります。

- ①「学生納付特例」・・・学生の方
- ②「申請免除」「納付猶予制度」・・・学生以外の方

国民年金はどんな時にもらえるの?

国民年金に加入して保険料を納め続けることで、次のような場合に年金を受け取ることができます。

- ①65歳になったとき(老齢基礎年金)
- ②病気やケガ等で障害を負ったとき(障害基礎年金)
※納付要件の他、傷害の程度等の要件があります。
- ③子のある方が亡くなったとき(遺族基礎年金)
※納付要件の他、生計を同一としていた等の要件があります。

☎ 市民課 内線2763・2764